

横浜市立六ツ川中学校^{ムスビーズ}Musbies(PTA)規約

第1章 総 則

- 第1条 〔名 称〕
本会は、「横浜市立六ツ川中学校 Musbies(PTA)」と称する任意加入の非営利団体であり、事務局を同校内に置く。
- 第2条 〔目 的〕
本会は、本校の学校目標実現に向け、教職員と保護者が協力して活動することを目的とする。
- 第3条 〔方 針〕
本会は、次の方針によって活動する。
1. 本会は、その名において、営利的、宗教的、政治的活動にいっさい関与してはならない。
 2. 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。
 3. 本会は、学校の経営、管理、人事に干渉しない。
- 第4条 〔会 員〕
会員は、本会活動に賛同し、本校に在籍する生徒の保護者・教職員とする。
- 第5条 〔会 計〕
1. 本会の経費は、会費をもって充て、会費の額については、総会の承認を得なければならない。
 2. 本会の資産は、第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。
 3. 本会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 組 織 ・ 機 関

- 第6条 〔組 織〕
本会に、次の機関を置く。
1. 総会
 2. メインスタッフの会
- 第7条 〔総 会〕
総会は、本会の最高議決機関であり、定期総会(2月・6月)・臨時総会とする。
1. 総会はメインスタッフチーフが招集し、日時、場所、議題は総会の一週間前までに通知する。
 2. 総会に関する事項は細則にて定める。
- 第8条 〔総会の成立〕
1. 総会の成立は、会員数の3分の1の出席により成立する。但し、決議書または委任状の提出をもって出席にかえることができる。
 2. 総会の決議は、当日の出席者の過半数の賛成が必要である。
- 第9条 〔臨時総会〕

臨時総会は、メインスタッフの会が必要と認めた時、または会員数の5分の1以上の要求があったとき開くことができる。

第10条 【メインスタッフの会】

メインスタッフの会は、本会のメインスタッフおよび校長をもって組織し、次の事項を行う。

1. 総会決議事項の執行
2. 総会にて提出される報告書の作成
3. 年度活動の計画および執行
4. 年度予算の立案および審議
5. 本会活動の統括
6. 細則の制定と改廃
7. その他、必要事項

第3章 メインスタッフおよび会計監査

第11条 【メインスタッフの会】

本会に、次のメンバーを置く。なお、人数と任務割当は年度ごとに協議する。

1. メインスタッフチーフ（保護者）
2. 保護者メインスタッフ（会計担当、その他）
3. 教職員メインスタッフ（会計担当、その他）

第12条 【メインスタッフの任務】

1. メインスタッフチーフは、本会を代表して会務を統括する。
2. メインスタッフは、メインスタッフチーフを補佐し、メインスタッフチーフ不在の時はその職務を代行する。
3. メインスタッフの会計担当は、収支一切の事務を行う。
4. 教職員メインスタッフは、教職員を代表して本会活動を支援する。

第13条 【メインスタッフの任期】

1. メインスタッフの任期は1年とする。但し、複数年の活動は妨げない。
2. メインスタッフに欠員の生じたときは、メインスタッフの会にはかり、必要に応じて補充する。

第14条 【会計監査】

2月総会で選出された2名の会計監査は、翌年度の会計を監査する。但し、メインスタッフとの兼任はできない。

第4章 メインスタッフおよび会計監査の選出

第15条 【メインスタッフおよび会計監査の選出】

1. メインスタッフの会は翌年度の候補者を推薦し、予め全スタッフに報告する。
2. 候補者推薦に関するいっさいの業務はメインスタッフが担当する。
3. メインスタッフの会は推薦活動にて知りえた情報についての守秘義務を有する。

第5章 規約、細則の改定手続き

第16条 〔規約、細則の改定〕

1. 規約は、総会において出席者の過半数の賛成を得て改定することができる。但し、改定案の提出については1週間前までにその内容を全会員に知らせなければならない。
2. 細則はメインスタッフの会の議を得て改廃し、総会にて報告する。

第6章 緊急時の対応

第17条 〔緊急時対応〕

天災、災害等の緊急時には、メインスタッフの会で協議の上、規約によらない活動ができるものとする。

付 則

- | | |
|------|---------------------------|
| 第1条 | 本規約は、昭和51年5月編成実施する。 |
| 第2条 | 昭和59年2月24日規約改定し、同日より実施する。 |
| 第3条 | 平成4年2月22日規約改定し、同日より実施する。 |
| 第4条 | 平成9年2月15日規約改定し、同日より実施する。 |
| 第5条 | 平成10年2月21日規約改定し、同日より実施する。 |
| 第6条 | 平成13年5月14日規約改定し、同日より実施する。 |
| 第7条 | 平成14年2月22日規約改定し、同日より実施する。 |
| 第8条 | 平成15年12月5日規約改定し、同日より実施する。 |
| 第9条 | 平成21年2月26日規約改定し、同日より実施する。 |
| 第10条 | 平成22年2月25日暫定規約試行を実施する。 |
| 第11条 | 平成23年2月24日規約改定し、同日より実施する。 |
| 第12条 | 平成25年9月5日規約改定し、同日より実施する。 |
| 第13条 | 平成29年5月12日規約改定し、同日より実施する。 |
| 第14条 | 令和3年2月26日規約改定し、同日より実施する。 |
| 第15条 | 令和4年2月25日規約改定し、同日より実施する。 |
| 第16条 | 令和5年4月1日規約改定し、同日より実施する。 |

横浜市立六ツ川中学校^{ムスビーズ}Musbies(PTA)細則(案)

1 総会

2月総会

新年度メインスタッフならびに会計監査の選出および承認。活動報告および承認。会費および徴収方法の変更についての承認。その他必要事項の議決。

6月総会

決算報告および承認。新年度活動計画および予算の審議と承認。その他必要事項の議決。

2 メインスタッフの会

メインスタッフの会は、メインスタッフ数の2分の1以上の出席をもって成立し、議決を要するときはメインスタッフ数の過半数で決まる。

3 会計規程

〔1〕 会費の徴収

会費の徴収は、年度当初に任意で一括徴収する。

〔2〕 予算の執行

- ① メインスタッフ会計担当は、会費の出納管理、会計帳簿および伝票類の記帳、管理にあたるものとする。
- ② 予算の執行は、本会活動の円滑な運営に使用し、収入形態を理解したうえで支払い計画を立てる。

〔3〕 その他

- ① メインスタッフ会計担当は、本会が管理する器具、備品等、本会財産の台帳を整理し、維持保管に努めること。
- ② メインスタッフ会計担当は、メインスタッフの会において収支報告のできる準備をしておくこと。

4 個人情報保護規程

個人情報保護規程については、別に定める通りとする。

5 慶弔規程

〔1〕 本校生徒、保護者、教職員の見舞、弔意は、原則として本人もしくは世帯主承諾のもと、次のとおりとする。

- ① 本人死亡：香典 10,000 円（大規模災害の場合は別途メインスタッフの会にて協議）
- ② 災害（事故等）：メインスタッフの会で協議の上、見舞金（品）を贈る

〔2〕 規程の運用については、次のとおりとする。

- ① 個人情報の保護を優先し、本人もしくは世帯主の承諾なく運用しない。
- ② 贈与を受けた者は、金品の返礼をしない。

③ 本人もしくは世帯主承諾のもと、日時、氏名、内容を記録し、公平を期する。

6 細則ならびに規程の改廃

メインスタッフで発議した原案をメインスタッフの会で審議決定する。

1. この細則ならびに規程は、昭和51年6月30日より実施する。
2. この細則ならびに規程は、昭和55年9月26日に改定し、同日より実施する。
3. この細則ならびに規程は、昭和59年2月10日に改定し、同日より実施する。
4. この細則ならびに規程は、昭和63年2月15日に改定し、同日より実施する。
5. この細則ならびに規程は、平成4年2月4日に改定し、同日より実施する。
6. この細則ならびに規程は、平成11年2月20日に改定し、同日より実施する。
7. この細則ならびに規程は、平成15年12月5日に改定し、同日より実施する。
8. この細則ならびに規程は、平成16年1月9日に改定し、同日より実施する。
9. この細則ならびに規程は、平成16年4月26日に改定し、同日より実施する。
10. この細則ならびに規程は、平成20年3月25日に改定し、同日より実施する。
11. この細則ならびに規程は、平成22年2月25日に改定し、同日より実施する。
12. この細則ならびに規程は、平成23年2月24日に改定し、同日より実施する。
13. この細則ならびに規程は、平成25年9月5日に改定し、同日より実施する。
14. この細則ならびに規程は、平成29年5月12日に改定し、同日より実施する。
15. この細則ならびに規程は、令和3年2月26日に改定し、同日より実施する。
16. この細則ならびに規程は、令和4年2月25日に改定し、同日より実施する。
17. この細則ならびに規程は、令和5年4月1日に改定し、同日より実施する。